

瀬戸市個人情報保護法施行条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第28号

瀬戸市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをすること及び個人情報の保護に関する市の施策に協力することに努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報を自ら保護すること、他人の個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをすること及び個人情報の保護について積極的な役割を果たすことに努めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関（市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、

農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止し、又は同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により届け出た事項を記載した帳簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(目的外利用及び外部提供)

第6条 実施機関は、法第69条第1項及び第2項の規定により保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものへ提供するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(不開示情報)

第7条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号)第7条第2号ウに掲げる情報(法第78条第1項第2号ハにより開示することとされている情報を除く。)とする。

(開示請求に係る手数料)

第8条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

(開示決定等の期限)

第9条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求費用の負担)

第11条 法第87条第1項の規定により写し(電磁的記録にあつては、

規則に定める方法により交付する記録媒体）（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付（送付を希望する場合に限る。次項において同じ。）に要する費用を負担しなければならない。

2 写し等の作成及び送付に要する費用は、規則で定めるところによる。

（瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第13条 市長は、毎年度、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（瀬戸市個人情報保護条例の廃止）

2 瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）は、廃止する。

（瀬戸市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の瀬戸市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定により届出のあった個人情報取扱事務は、この条例第5条の規定により届出のあったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に旧条例の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前にした違反行為については、旧条例第50条から第54条までの規定は、なおその効力を有する。

（瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

6 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人情報の取扱等）</p> <p>第11条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、その管理する施設に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し</p>	<p>（個人情報の取扱等）</p> <p>第11条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）第14条第1項及び第3項の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、その管理する施設に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、</p>

、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。	又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。
---	---------------------------

(瀬戸市情報公開条例の一部改正)

7 瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求が<u>あった日の翌日</u>から起算して<u>14日</u>以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求が<u>あった日の翌日</u>から起算して<u>44日</u>以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求が<u>あった日</u>から起算して<u>15日</u>以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求が<u>あった日</u>から起算して<u>45日</u>以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>

(瀬戸市債権管理条例の一部改正)

8 瀬戸市債権管理条例（令和元年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人情報の利用）</p> <p>第18条 市長は、市の債権管理に関する事務を行うため、実施機関（瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号）第5条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）のうち規則で定めるものについて、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>（個人情報の利用）</p> <p>第18条 市長は、市の債権管理に関する事務を行うため、実施機関（瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）のうち規則で定めるものについて、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

（瀬戸市暴力団排除条例の一部改正）

9 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第11条 <u>瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号）第5条第1項に規定する実施機関及び議会</u>（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図</p>	<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第11条 <u>瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）第2条第3号に規定する実施機関</u>（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的と</p>

<p>ることを目的として必要となる個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を、当該目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集するものとする。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>個人情報の保護に関する法律第70条</u>に規定する制限を付し、前項の規定により収集した個人情報のうち実施機関が必要と認めるものを警察署その他の関係機関へ提供することができる。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>して必要となる個人情報（<u>瀬戸市個人情報保護条例第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を、当該目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集するものとする。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>瀬戸市個人情報保護条例第11条</u>に規定する制限を付し、前項の規定により収集した個人情報のうち実施機関が必要と認めるものを警察署その他の関係機関へ提供することができる。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>
---	---